

インターネットによる差別や人権侵害

～差別書き込みの被害者を救え～

佐藤佳弘 (株) 情報文化総合研究所

1 ネット上での人権侵害

☆の項目について解説いたします。(参考資料1)

1.1 名誉毀損

(1) SNS での名誉毀損

(2) 無関係なのに中傷被害

1.2 侮辱

1.3 信用毀損

1.4 脅迫

1.5 さらし(個人情報、プライバシー)

1.6 ネットいじめ(学校、職場)

1.7 児童ポルノ

1.8 ハラスメント(セクハラ、パワハラ)

★1.9 差別(参考資料2、3)

(1) 差別、偏見を受ける人たち

(2) 新型コロナに関わる差別

2 被害者救済の現状

- (1) プロバイダ責任制限法 (参考資料4)

- (2) 差別解消三法 (参考資料5)

- (3) 悪質書き込みの削除 (参考資料6、7、8、9、10)

- (4) 「訴えてやる」法的な手続き (参考資料11、12、13、14)

2 悪質書き込みへの対処

- (1) 被害の未然防止 (参考資料15)

- (2) 被害者の救済 (参考資料16、17)

- (3) 抑止力

さいごに

◆参考資料1 ネット上で行われる人権侵害

- 名誉毀損
- ネットいじめ
- 侮辱
- 児童ポルノ
- 信用毀損
- ハラスメント
- 脅迫
- 差別
- さらし

← ネットの便利な機能が人権侵害に誤用、悪用される。
メール、ブログ、ネット掲示板、動画投稿サイト、SNS、検索エンジン、他

出典：佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.18、2016年2月

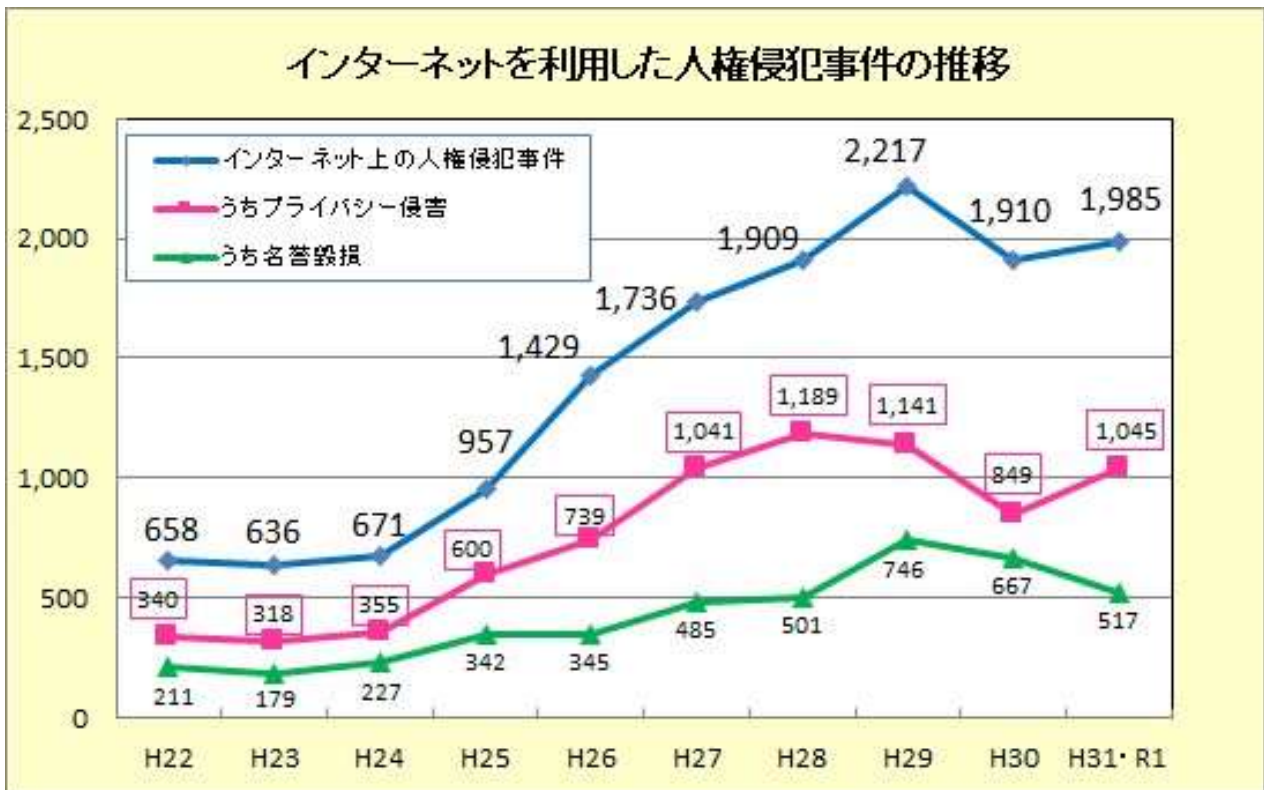
◆参考資料2 差別、偏見を受ける人たち

- 部落差別
- 就職 結婚 土地差別 身元調査
- 外国人
- ヘイトスピーチ 入居拒否 難民
- 障害のある人
- 知的障害 身体障害
- 生活困難者
- 生活保護 ホームレス
- 女性
- 非婚 離婚 不妊 母子家庭
- 病気
- HIV感染者 ハンセン病患者 コロナ
- 性的指向
- 同性愛者 LGBT (注)
- 性同一性障害
- 恋愛 結婚 戸籍
- 少数民族
- アイヌの人々
- 犯罪被害者
- うわさ プライバシー侵害
- 他にも
- 子ども 高齢者 刑を終えた人

(注) 女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ、Gay)、両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)、性同一性障害含む性別越境者など(トランスジェンダー、Transgender)日本では、8.9%(11人に1人)。(電通、2018年10月、6万人調査)

出典：佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.78、2016年2月

◆参考資料3 ネット人権侵犯事件数



出典：「インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう」法務省ホームページ、アクセス2020年7月10日

◆参考資料4 侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書(名誉毀損・プライバシー)書式

年 月 日 至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中	[権利を侵害されたと主張する者] 住所 氏名 (記名) 印 連絡先 (電話番号) (e-mail 7ドミ)	<p style="text-align: center;">侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書</p> <p>あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">掲載されている場所</td> <td>URL: その他情報の特定に必要な情報:(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等) 例) 私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私と割りきったおつきあいをしませんか」という、あたかも私が不倫相手を募集しているかのように装った書き込みがされた。</td> </tr> <tr> <td>掲載されている情報</td> <td>例) プライバシーの侵害、名誉毀損</td> </tr> <tr> <td>侵害されたとする権利</td> <td>例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としているところ、私の意に反して公表され、実際の申込やいやがらせ、からかひの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。</td> </tr> <tr> <td>侵害されたとする理由(被害の状況など)</td> <td>例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としているところ、私の意に反して公表され、実際の申込やいやがらせ、からかひの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。</td> </tr> </table> <p>上記太枠内に記載された内容は、事実と相違なく、あなたから発信者にそのまま通知されることになることに同意いたします。</p>	掲載されている場所	URL: その他情報の特定に必要な情報:(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等) 例) 私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私と割りきったおつきあいをしませんか」という、あたかも私が不倫相手を募集しているかのように装った書き込みがされた。	掲載されている情報	例) プライバシーの侵害、名誉毀損	侵害されたとする権利	例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としているところ、私の意に反して公表され、実際の申込やいやがらせ、からかひの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。	侵害されたとする理由(被害の状況など)	例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としているところ、私の意に反して公表され、実際の申込やいやがらせ、からかひの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。
掲載されている場所	URL: その他情報の特定に必要な情報:(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等) 例) 私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私と割りきったおつきあいをしませんか」という、あたかも私が不倫相手を募集しているかのように装った書き込みがされた。									
掲載されている情報	例) プライバシーの侵害、名誉毀損									
侵害されたとする権利	例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としているところ、私の意に反して公表され、実際の申込やいやがらせ、からかひの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。									
侵害されたとする理由(被害の状況など)	例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としているところ、私の意に反して公表され、実際の申込やいやがらせ、からかひの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。									
		発信者へ氏名を開示して差し支えない場合は、左欄に〇を記入してください。〇印のない場合、氏名開示には同意していません。								

出典:「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」(第3版)プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会、平成23年9月(補訂:平成26年12月)

◆参考資料5 差別解消三法

- 障害者差別解消法(禁止法)(2016年4月1日 施行)
- ヘイトスピーチ解消法(2016年6月3日 施行)
- 部落差別解消推進法(2016年12月16日 施行)

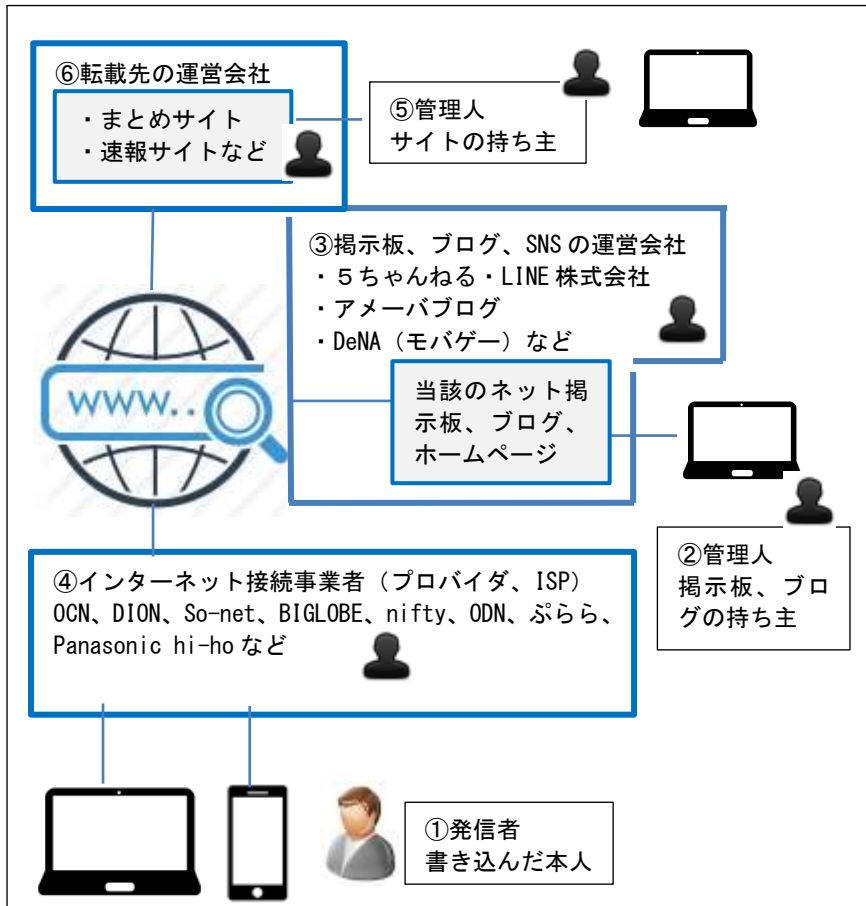
出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

◆参考資料6 書き込み削除の難しさ

1. 書き込みの関係者 >> 一人ではない。
2. 拡散した書き込み >> 一括削除の手続きなし
3. ネット上での削除要求 >> 反論されて、こじれる。
4. 5ちゃんねる掲示板 >> 書き込んだ本人でも削除できない。
5. 削除依頼フォーム >> 公開される。炎上を招く。
6. プロバイダ責任制限法 >> 削除義務なし。
7. SNS(Twitter、Facebook) >> 英語で削除手続き
8. サーバーが国外なら >> 現地の言語で手続き
9. 法務省からの削除依頼 >> 強制力なし
10. 裁判所の仮処分命令 >> 手続、費用、時間、案件ごと
11. 再び書き込まれたら >> またイチからやり直し

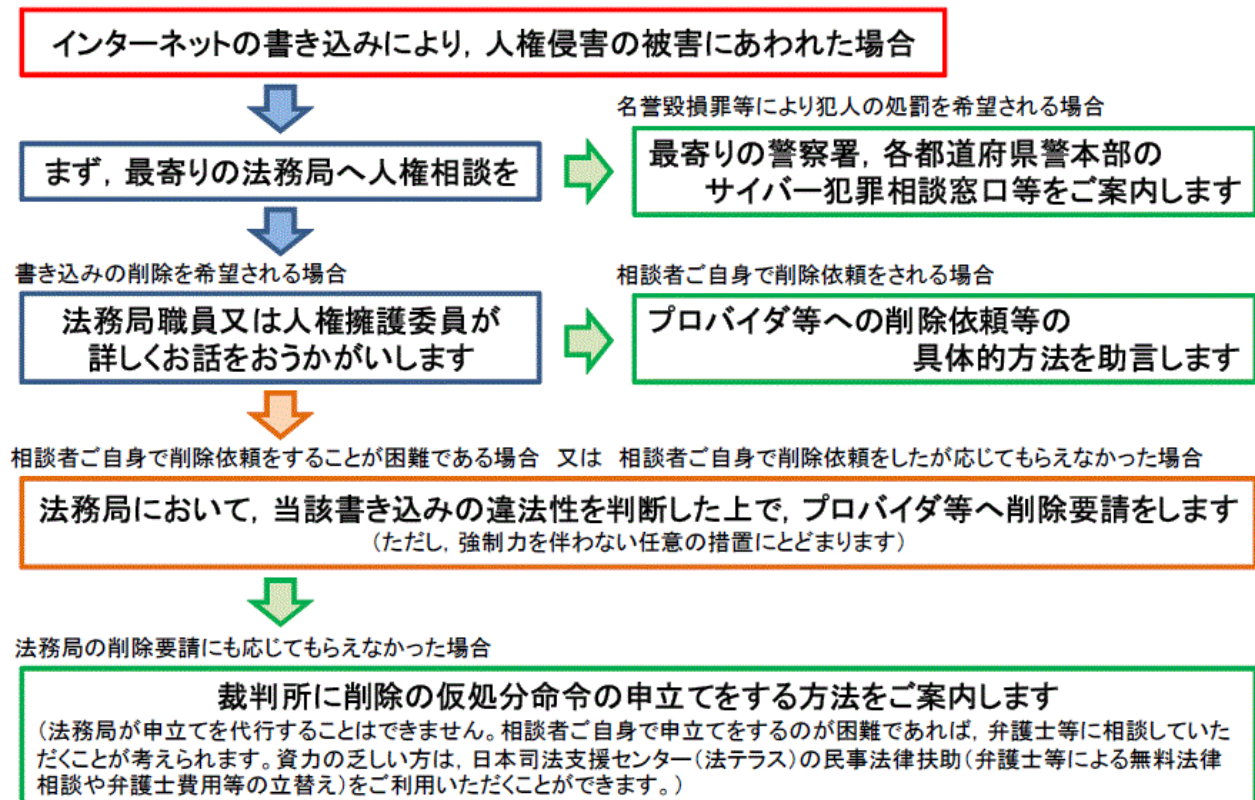
出典:(株)情報文化総合研究所まとめ

◆参考資料7 ネット書き込みの関係者



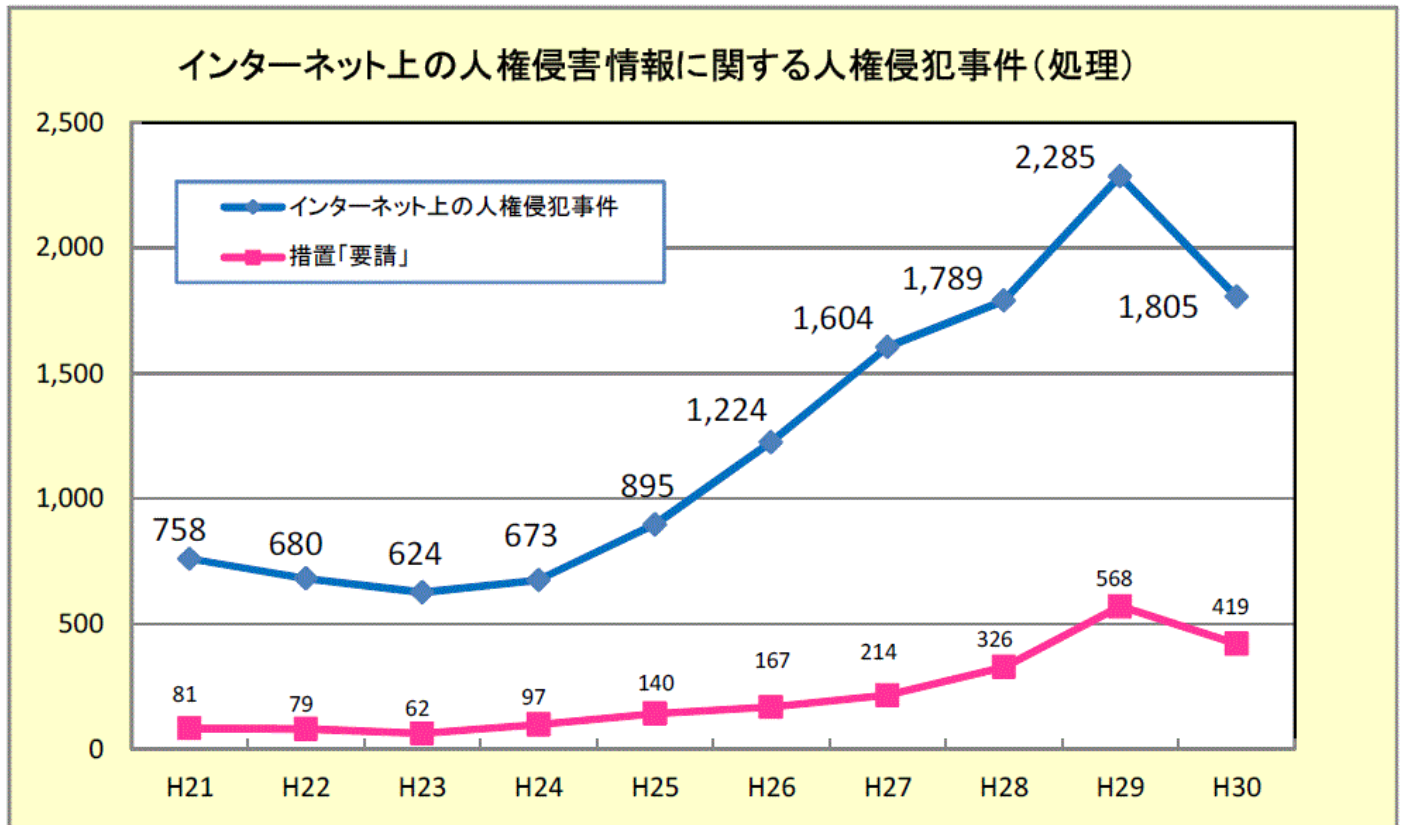
出典：佐藤佳弘『インターネットと人権侵害』武蔵野大学出版会、P.113、2016年2月

◆参考資料8 法務省(人権擁護機関)の対応



出典：平成30年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)～法務省の人権擁護機関の取組～

◆参考資料9 法務省からの削除要請率



出典:「平成30年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)」法務省人権擁護局、2019年3月15日

◆参考資料10 削除の仮処分命令の申立て(提出すべき書類)

- 仮処分命令申立書正本
- 証拠説明書
- 疎明(そめい)資料の写し
- 訴訟委任状
- 自社の現在事項全部証明書
- 相手方の現在事項全部証明書

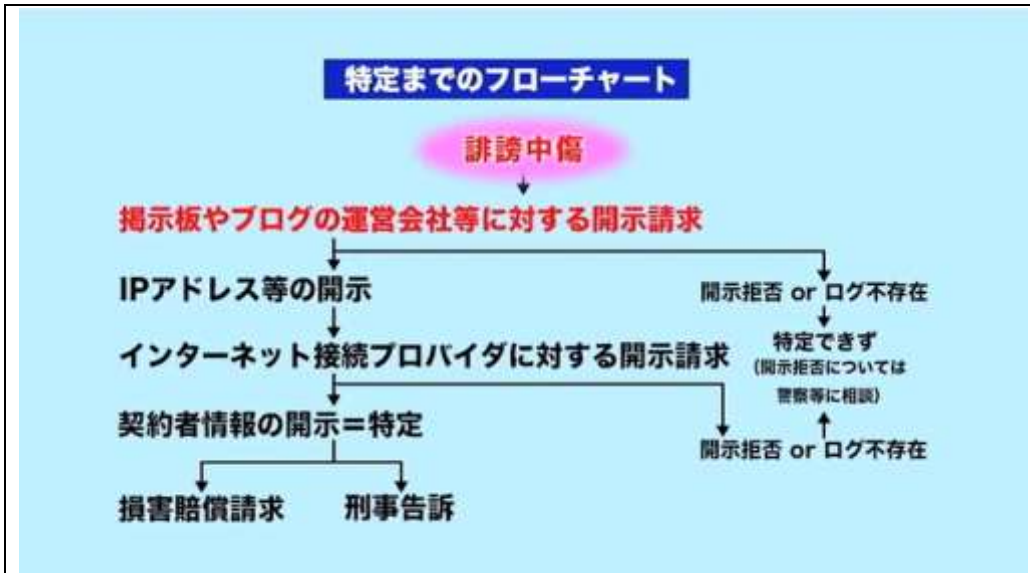
出典:(株)情報文化総合研究所調べ

◆参考資料11 法的な手続き

1. 発信者の特定 >> 非常に困難。費用、期間、精神的苦痛
2. SNS(Twitter、Facebook) >> 英語で削除手続き
3. 通信履歴 >> ログ保存の義務なし
4. 刑事告訴 >> 違法性。プライバシー侵害、個人情報、差別
5. 民事訴訟 >> 損害賠償金<裁判費用
6. 裁判所の支払い命令 >> 強制力なし、回収できない。
7. 差し押さえて強制執行 >> 裁判所での手続きが必要
8. 別アカウントで再び書き込んだら >> またイチからやり直し

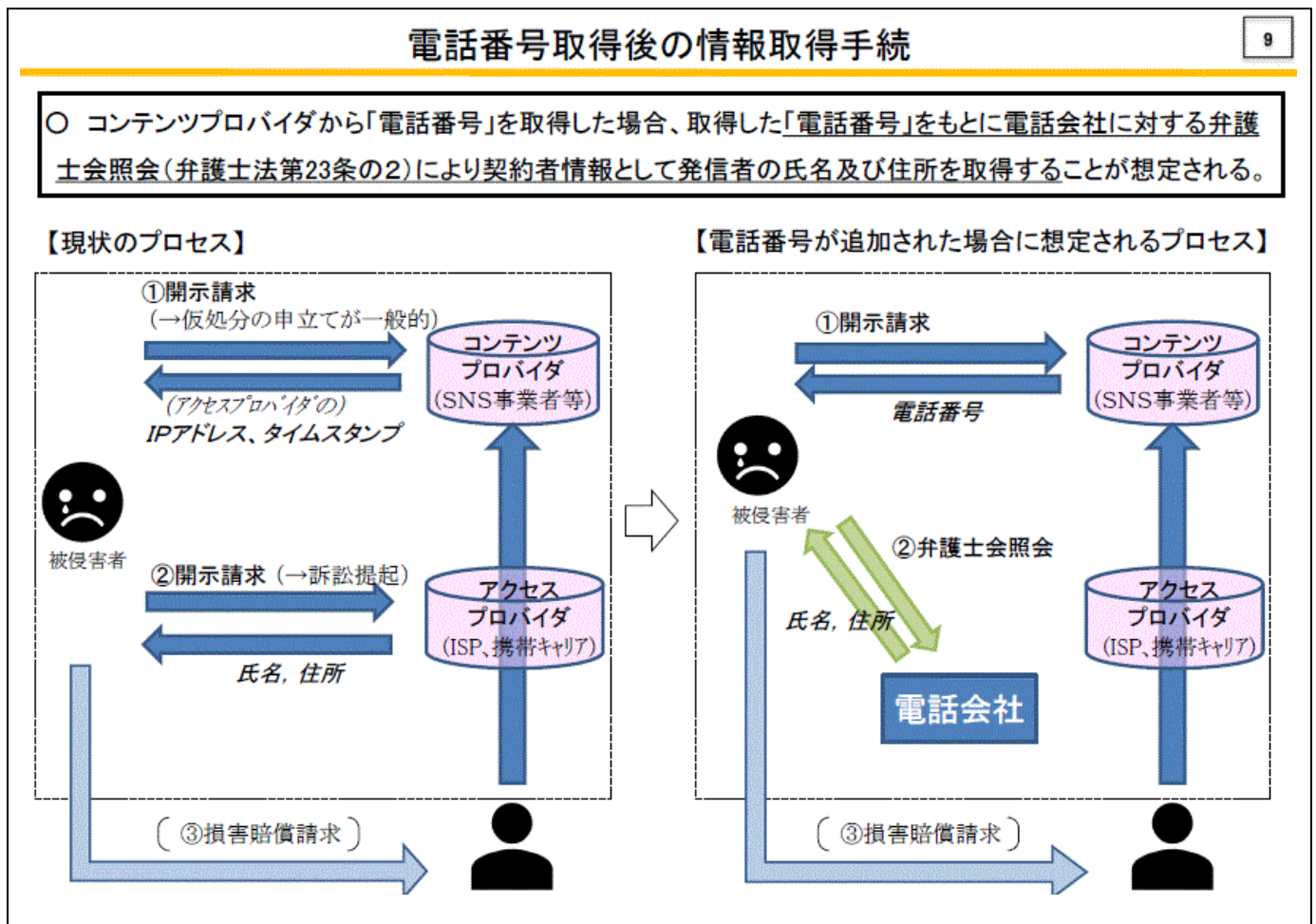
出典:(株)情報文化総合研究所調べ

◆参考資料 12 発信者の特定



出典: 人権啓発映像「インターネットと人権」東京都、2015年5月31日公開

◆参考資料 13 発信者情報開示の在り方に関する研究会



出典: 「電話番号」を発信者情報開示請求の対象に追加することについての検討、第2回発信者情報開示の在り方に関する研究会、研究会事務局、2020年6月4日

◆参考資料 14 悪質書き込みの違法性

- プライバシー侵害 ≫ プライバシー侵害罪なし
- 個人情報の無断掲載 ≫ 一般利用者は対象外
- 肖像権侵害 ≫ 肖像権侵害罪なし
- 差別書き込み ≫ 違法とする法なし
- 名誉毀損、侮辱 ≫ 違法（立証の必要あり）
- 脅迫 ≫ 違法（立証の必要あり）
- 信用毀損 ≫ 違法（立証の必要あり）
- 写真の無断使用 ≫ 違法。ただし、親告罪

- 児童ポルノ禁止法違反
- リベンジポルノ被害防止法違反
- わいせつ物頒布罪
- 出会い系サイト規制法違反（児童誘引）
- 業務妨害罪（爆破予告など）

出典：(株)情報文化総合研究所まとめ

◆参考資料 15 被害の未然防止(自治体にできること)

- ≫啓発の推進(特効薬はない。地道に繰り返す。)
 - 研修会、講演会、セミナー
 - パンフレット、チラシ、ポスター、冊子
 - イベント、シンポジウム、映画
 - 動画での発信
- ≫教育の推進(教育委員会、教育機関)
 - ネット安全教育(交通安全教室とセット)
 - 専門家を活用した教育モデル

出典：(株)情報文化総合研究所まとめ

◆参考資料 16 削除の仕組み整備

- 国がやるべきこと
 - －業界団体に働きかけ
 - －書き込み削除のガイドライン(表現の例示)
 - －法規範として明確化(プロバイダ責任制限法に免責事項を明記)
 - －差別書き込みの違法化
 - －通信記録の保存の義務化
- 業界にできること
 - －約款に禁止事項を明記 ←済(2017年3月15日モデル約款改訂)
 - －書き込み削除のガイドライン(表現の例示)
 - －違反者のアカウント停止←済(関係団体での徹底)
 - －悪質書き込みの監視
 - －通信記録の保存の義務化
- 自治体にできること(市区町村単独よりも県レベル、協議会レベルで)
 - －法務省、総務省に働きかけ
 - －書き込み内容を審査する外部機関(有識者会議、審議会)

出典：(株)情報文化総合研究所まとめ

◆参考資料 17 法務省の依命通知

法務省権調第123号
平成30年12月27日

法務局人権擁護部長 殿
地方法務局長 殿

法務省人権擁護局調査救済課長
(公印省略)

インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件
及び処理について(依命通知)

(略)

上記のような部落差別の歴史的本質を踏まえると、同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものであるため、今後は、上記2に従って処理されたい。

【備考】上記2「各局においては、この種の情報について(略)適切に立件・処理されたい。」

<参考：無料で視聴できます>

◆佐藤が制作した保護者向け啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」
京都人権ナビ https://kyoto-jinken.net/material_movie/d-95/

◆佐藤が監修した人権啓発CM「インターネットでの誹謗中傷は絶対にやめよう!!」
YouTube 東京都人権部チャンネル <https://www.youtube.com/watch?v=QADXNqT3Q9g>

<参考：無料で閲覧できます>

◆佐藤が寄稿した記事「ネットに溺れる子どもたち…大人に何ができるのか」
読売新聞オンライン <https://www.yomiuri.co.jp/fukayomi/20181106-0YT8T50064/>

佐藤 佳弘 (SATO, Yoshihiro)



東北大学を卒業後、富士通(株)に入社。その後、東京都立高等学校教諭、(株)NTT データを経て、現在は(株)情報文化総合研究所 代表取締役、武蔵野大学 名誉教授、早稲田大学大学院 非常勤講師、明治学院大学 非常勤講師、総務省自治大学校 講師。

他に、西東京市 情報政策専門員、東久留米市 個人情報保護審査会 会長、東村山市 情報公開運営審議会 会長、東久留米市 情報公開審査会 委員、東京都人権施策に関する専門家会議 委員、京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会 アドバイザー、オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会 アドバイザー、西東京市 社会福祉協議会 情報対策専門員、NPO 法人 市民と電子自治体ネットワーク 理事、大阪経済法科大学 アジア太平洋研究センター 客員研究員。(すべて現職)

専門は、社会情報学。1999年4月に学術博士(東京大学)を取得。

主な著書ーネット社会の理解に役立ちます。参考にどうぞ。

<p>武蔵野大学出版会 2,000円＋税</p>	<p>武蔵野大学出版会 1,350円＋税</p>	<p>武蔵野大学出版会 1,350円＋税</p>	<p>源 1,238円＋税</p>

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会

インターネットによる差別や人権侵害

2020年7月31日 第1版

株式会社 情報文化総合研究所
 代表取締役 佐藤 佳弘
 e-mail: icit.sato@nifty.com
 223-0058 神奈川県横浜市港北区新吉田東 5-52-14
 Tel: 045-544-2189 Fax: 045-544-2134
<http://www.icit.jp/>

本資料は著作物です。著作権法を遵守の上、ご利用ください。